

第42回公開セミナー議事概要

- 1 日時：平成28年11月25日（金）15：00～16：30
- 2 場所：東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会大会議室（11階）
- 3 参加者数：71名
- 4 議事次第
 - (1) 開会の辞（15：00～15：05）
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
 - (2) 講演（15：05～16：00）
「中国における知的財産権濫用規制の動向」
分部悠介氏

IP FORWARD グループ総代表・CEO
IP FORWARD 法律特許事務所 代表弁護士・弁理士
IP FORWARD China（上海擁智商務諮詢有限公司）董事長・総経理
 - (3) 質疑応答（16：00～16：25）
 - (4) 閉会の辞（16：25～16：30）
岡田羊祐 CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授
- 5 質疑応答の概要
講演者からの講演の後、講演者とフロアとの間で、大要以下のとおりの質疑応答がなされた。

（質問者1）資料33頁において、「全ての無線標準規格必須特許のライセンスが、それぞれ1つの独立した関連製品市場を単独で構成する」と記載されているところ、具体的にどのような意味か。

（分部弁護士）例えば、3Gといった携帯電話の通信規格がある場合、そのような規格は多数の特許から構成される。当該特許の1つ1つについて、それぞれ独立した市場が存在するとの意味である。

（質問者2）資料5頁において、「知財保護と知財権濫用規制の双方が国家の重要戦略」と記載されている。知財権の保護と知財権濫用規制については、中国の国益の観点から、一体的に運用されるのか。

（分部弁護士）中国は、知的財産保護と特許権濫用規制の両立という、他の国が経験したことの無いことを実行しようとしている。しかし、私の知る限り、現時点では、両者は切り離されて運用されているように見える。

(質問者3) 企業としては、中国において特許を取得せず、ノウハウとして活用する考え方もあり得る。このような考え方について、どのような見解か。

(分部弁護士) 私としては、中国においてこそ特許は取得すべきと考える。まず、特許訴訟が少ない日本と比べて、中国では特許訴訟が多く、かつ先進的な判決が下されつつある。また、ノウハウとしてブラックボックス化することは情報漏えいの危険もあるため不可能であるし、特許と比べてノウハウ、つまり営業秘密については、侵害に対する対応策が限定される。

(質問者4) 資料37頁以下にあるとおり、中国では独占禁止法という一つの法律に対して、各省庁がそれぞれガイドライン案を発出し、解釈が異なる場合がある。なぜこのような相違点が見られるのか。

(分部弁護士) 競争当局に限らず、中国においては関係省庁間で調整する機能が乏しい。知財権濫用規制に関するガイドライン案については、工商総局は不正競争防止法の執行の機能と実績を有するため、それを踏まえて、現実的な執行可能性を重視した案文となる一方、国家発展改革委員会はマクロ経済のデザインを行う部門であるため、全体像から説明する案文となっている。今後、両当局の観点を調整し、一つのガイドラインに統合されると考えられる。

以上